

海外要人の広島平和記念資料館・長崎原爆資料館への視察の促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年四月一日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



海外要人の広島平和記念資料館・長崎原爆資料館への視察の促進に関する質問主意書

二〇一〇年五月の核不拡散条約運用検討会議に向けて、我が国は世界で唯一の原子爆弾の被爆国として、核不拡散体制の再構築において、大きな役割を果たさなければならぬ。

については、その一助として、海外の要人が訪日された際には、政府は被爆地である広島や長崎の原爆に関する資料館の視察などを日程に組み込む努力をすべきではないか。

昨年のアメリカのペロシ下院議長広島訪問は、アメリカの核廃絶の動きを加速することに大きな貢献となっており、是非とも我が国の核軍縮・核不拡散及び原子力の平和利用による核廃絶意思を、他国に示すべきであると考えるがいかか。

右質問する。

